

【消費生活の窓口から】

7億円当選！？ 心当たりのないメールは無視しましょう！

～受け取るためにお金を請求されたら詐欺です～

申し込んだ覚えのない宝くじや懸賞に当選したというメールやSMS（ショートメッセージサービス）が届き、お金を受け取るための送料や手数料を請求されたという相談が全国的に寄せられています。

〈事例〉スマホのSMSに「7億円当選した」という通知が届いた。受領するための手続きだと言われ、様々な名目の費

用を請求され、これまでに電子マネーで150万円ほど支払ったが、いつまでも当選金が振り込まれない。「コンビ

ニの端末機で購入した電子マネーの払込票が残っていると当選金が支払えなくなる」と言われていたので、全て捨

ててしまった。姉から借金もした。お金を取り返したい。（70歳代 女性）

【アドバイス】

◆申し込んでいないのに、宝くじや懸賞などに当選することはありません。大金が当選したというメールやSMSが来てもうのみにせず、すぐに削除し相手には絶対に連絡しないようにしましょう。

◆「当選金を受け取るため」などと言って事前にお金を請求されたら詐欺です。後で元が取れるなどと思わず、絶対にお金を支払わないでください。支払ってしまうと、取り戻すことはほぼできません。

◆周囲の人は、高齢者に変わった様子がないか日ごろから気を配りましょう。

◆困った時は、消費生活相談窓口か消費者ホットライン^{いやや}188（局番なし）に相談しましょう。

出典：国民生活センターホームページ「[7億円当選！？ 心当たりのないメールは無視\(PDF\)](#)」

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎662-2593